

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和8年度学校給食費補助事業	①子育て世帯を強力に支援するため、この事業では幼稚園から中学校までの給食費等について物価高騰分にとどまらず無償化・一部免除を行う。 公立小学校の給食費については給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ国・県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して交付金を充当する。 ②小学校→「給食費負担軽減交付金」の基準額の不足分 認定こども園に在籍する2号認定児 中学校→給食費の一部免除 幼稚園→2号認定児副食費の町費負担増額分(おやつ代一部) 給食提供を受けない児童生徒への補助 ③小学校 1435人×300円×11ヶ月 中学校 508人×2,000円×11ヶ月 234人×2,000円×10ヶ月 幼稚園 80人×480円×12ヶ月 (全体金額21,053千円のうち交付金充当額19,892千円、一般財源充当額1,161千円) ④保護者(教職員を除く)	R8.4	R9.3
2	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和8年度保育所等副食費補助事業	①物価高騰により値上げされる幼稚園・保育所等で実費徴収となる副食費の値上がり分を補助することにより、3歳から5歳児の保護者の経済的支援となる。 ②保護者が負担する副食費 ③対象数:3歳から5歳の町立施設以外の幼稚園・保育所等の在籍児童より 法定免除となる児童数を除した児童数 340人(令和7年度実績見込) 金額:3歳児～5歳児の平均値上がり額 1,250円(内訳:3歳児1,200円、4歳児1,250円、5歳児1,300円) 対象経費試算: 340人×1,250円×12か月=5,100,000円 ④保護者(教職員除く)	R8.4	R9.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和8年度中学校給食費無償化事業	①物価高騰対策として子育て世帯の経済的負担をさらに軽減するため、令和8年9月以降の中学校給食費について、完全無償化を実施する。本事業では、「令和8年度学校給食費補助事業」で充当している一部免除相当額との重複が発生しないように9月以降の無償化に伴い新たに生じる負担軽減分(差額分)に対してのみ交付金を充当する。 ②中学校給食費の無償化に伴い新たに生じる負担軽減分 給食提供を受けない生徒への補助 ③中学校 711人×3,500円×6ヶ月 480人×3,500円×1ヶ月 (全体金額16,611千円のうち交付金充当額14,033千円、一般財源充当額2,578千円) ④保護者(教職員を除く)	R8.9	R9.3